

商品概要説明書

J A 年金シルバー定期貯金

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

商品名	・ J A 年金シルバー定期貯金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人 ・ 「公的年金※ 1」、「企業年金※ 2」、および各種手当（児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、医療特別手当、特別手当、保険手当、健康管理手当）の受取を当組合で既に開始されている方 ・ 当組合で新たに公的年金※ 1・企業年金※ 2 および各種手当の受取を開始される方 ・ 公的年金※ 1・企業年金※ 2 および各種手当の受取指定を当組合へ変更される方 ・ JA 年金共済（終身）を受取指定されている方。但し、公的年金受給とかさなっている場合は、公的年金を受給している店舗にて契約可能となります。 ・ 制度上、年金の受給資格を持たない 65 歳以上の在日外国人の方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 1 公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金をいいます。 ※ 2 企業年金のうち国民年金基金、厚生年金基金、農業者年金基金に限ります。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1 年（非自動継続・元金自動継続・元利金自動継続）
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1 円以上 500 万円まで（但し、組合員（家族含む）は 1000 万円まで） ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の期間 1 年のスーパー定期貯金の店頭表示金利に年 0.35% を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 20%
年金の受取りが消滅した場合の取扱い	・ 証書または通帳記載の利率にかかわらず、預入日当日の期間 1 年のスーパー定期貯金店頭表示金利を預入日に遡って適用します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融担当部署（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、大阪府農業協同組合中央会が設置・運営する大阪府JAバンク相談所（電話：06-6204-3669）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融担当部署または大阪府JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融担当部署にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記大阪府JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記大阪府JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の利用は、公的年金または恩給の受取りを指定されている店舗のみで、1人1店舗に限ります。 ・シルバー定期貯金の名義は、年金受給者名義に限ります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。